パブリック・コメント手続(意見募集)

許認可等の標準処理期間に関する規則中 改正案について

意見募集期間

平成31年(2019年)

4月11日(木)~5月10日(金)

お問い合わせ先:総務部総務課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186 (直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、 公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政 手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることができます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならない旨が定められています。

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

【目次】

•	許認可等の標準処理期間に関する規則等中改正案(別表の改正)	
	標準処理期間を新たに設定する事務	2
	標準処理期間を変更する事務	4
♦	許認可等の標準処理期間に関する規則(抜粋)	5
♦	意見の提出方法	6

・標準処理期間を新たに設定する事務(13件)

	許認可等事務名	根 拠 法 令				内訳				所管課名
No.			標準処理期間	申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続	理由	
1	介護医療院の開設の許可	介護保険法第 107 条第 1 項	14 日	1日	10日	1日	0 日	2日		福祉部指導監査課
2	介護医療院の変更の許可	介護保険法第 107 条第 2 項	14 日	1日	10日	1日	0 日	2日		
3	介護医療院の開設の許可 の更新	介護保険法第 108 条第 1 項	14 日	1日	10日	1日	0 日	2日	法改正により新たに事務が生じたため	
4	介護医療院の管理医師の 承認	介護保険法第 109 条第 1 項	14 日	1日	11日	0 目	0 目	2 目		
5	介護医療院の医師以外の 管理者の承認	介護保険法第 109 条第 2項	14 日	1日	11日	0 目	0 日	2 目		
6	汚染土壌処理業の譲渡及 び譲受けの承認	土壌汚染対策法第 27 条の 2	120 日	7 日	92日	15日	0 日	6 目		環境政策部 環境管理課
7	汚染土壌処理業の合併及 び分割の承認	土壌汚染対策法第 27 条の 3	120 日	7日	92日	15日	0 日	6 日	法改正により新たに事務が生じたため	
8	汚染土壌処理業の相続の 承認	土壌汚染対策法第 27 条の 4	120 日	7日	92日	15日	0 日	6 日		

	許認可等事務名	根 拠 法 令		内訳						
No.			標準処理期間	申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続	理由	所管課名
9	2以上の事業者による産 業廃棄物処理の特例認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の7第1項	60 日	10日	30日	10日	0 日	10日	シャストマンマ 10 fre 1マ 古でが 4 10 と よ 12	資源循環部 廃棄物対策課
10	2以上の事業者による産 業廃棄物処理の特例認定 事項の変更認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の7第7項	60 日	10日	30日	10日	0 日	10日	法改正により新たに事務が生じたため	
11	許可の更新に関する経過 措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令附則第5条	70 日	10日	50日	0 日	О 日	10日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な 処理期間を設定することが可能となったため	
12	敷地等と道路との関係に おける接道に関する認定	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号	30 日	1日	21日	1日	0 日	7日	法改正により新たに事務が生じたため	都市部建築指導課
13	存続期間が1年を超える 仮設興行場等の許可	建築基準法第85条第6項	60 日	2日	21日	1日	30日	6 日	佐以正により材にに事務が生しにため	

・標準処理期間を変更する事務(3件)

No.	許認可等事務名	根 拠 法 令	標準			内訳			理由	所管課名
			標準処理期間(変更前)	申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	旅館業営業の許可	旅館業法第3条第1項	25 日 (20 日)	1日(1日)	2日(2日)	2日(2日)	15日 (10日)	5日(5日)		健康部保健所生活衛生課
2	旅館営業者の地位の承継 の承認(法人)	旅館業法第3条の2第1項	25 日 (20 日)	1日(1日)	2日(2日)	2日(2日)	15日 (10日)	5日(5日)		
3	旅館営業者の地位の承継 の承認 (相続)	旅館業法第3条の3第1項	25 日 (20 日)	1日(1日)	2日(2日)	2日(2日)	15日 (10日)	5日(5日)		

○許認可等の標準処理期間に関する規則(抜粋)

(総則)

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条及び横須賀市行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第5条第1項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(標準処理期間等)

- 第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。
- 2 前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の 休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における 当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

(適用除外)

第3条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに 前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条 の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

(例外規定)

第4条 補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)及びサービス等提供規則(平成12 年横須賀市規則第2号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

(標準処理期間の掲出)

第5条 標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示 しなければならない。

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成31年(2019年)4月11日(木)から5月10日(金)まで
- 2 宛 先 総務部総務課情報公開係 (市政情報コーナー)
- 3 提出方法
- (1) 書式は特に定めておりませんが、住所及び氏名を明記してください。
- (2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・ 市内在勤の場合 勤務先名・所在地
 - ・ 市内在学の場合 学校名・所在地
 - ・ 本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
 - ・本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合 利害関係があることを証する事項
- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ・ 直接持ち込み 市政情報コーナー (横須賀市役所本館2号館1階34番窓口) 各行政センター
 - ・ 郵送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 市政情報コーナー
 - ・ ファクシミリ 046-826-1682
 - 電子メール inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。 御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、 速やかに公表いたします。